

【観 光 庁】

1. ビジット・ジャパン事業への対応について

(1) 外国人旅行者の接遇向上策について

- ① 訪日外国人への接遇向上は、観光立国を実現していくうえで重要な課題である。また、緊急時の安全対策の観点や外国人旅行者のニーズを把握することも必要である。JATAによるツアーオペレーター品質保証制度は、サービスクオリティーの確保や、緊急時の安全対策など消費者に伝えるためには有用であるが、訪日外国人を良質ではない地上手配業者から保護するには十分でないことから、地上手配業者の登録制の導入を検討されたい。

【回答】（観光庁観光産業課）

地上手配業者の登録制については、訪日旅行商品の品質確保のためには、発地側の旅行会社において、旅行者のニーズに合う訪日旅行商品を手配できる事業者を把握していただき、当該事業者を利用するという意識を持つことが何より重要だと考えている。

観光庁としては、国内外における様々な機会で、JATA日本旅行業協会のツアーオペレーター品質認証制度をPRしていくこととにより、発地側の旅行会社による認証事業者の利用を促すことなどにより、訪日旅行商品の品質向上に向けた取り組みを進めてまいりたい。

- ② 産業連携・企業連携によって付加価値のある新たなサービスを提供し、訪日外国人の満足度を高められる可能性がある。企業間や産業間の連携促進に取り組まれない。

【回答】（観光庁国際観光課）

ご指摘いただいたとおり、様々な産業民間企業と連携することによって、各企業が有する海外ネットワークとなどが取り込まれて、それによって新しい取り組みが創出できる。インバウンドの推進にはいろいろな方に関わっていただきたいので、推進の担い手の方にも貢献する非常に重要な政策と思っており、現在、観光庁では、エンターテインメントやファッション、デザイン、アニメ、食とか流通の文化、ITなど、従来の観光産業以外にも、様々な業界で、キャノンとかワタミとか、そういう業界と連携していろいろな事業を行っており、今年度につきましても、ビジット・ジャパンの官民連携事業については、たとえとしては海外にネットワークを持っているグランドのメーカーと連携させていただいて、それを通じて日本の魅力を発信するとか、海外の和食レストランのネットワークを利用して、日本食と日本各地の魅力を訴求する訪日イベントを実施するとか、現在、10

の事業を展開することを決定しており、今後、この 10 の事業をきちんと行っていくことで、様々な産業、企業との連携をさらに深めていきたい。

最後に、引き続き、積極的に進めていくことによって、今構築しようとしているオールジャパン体制での訪日プロモーションを積極的に進めたいと思っているので、引き続きご理解とご支援をいただきたい。

③ 訪日外国人が円滑に旅行出来るよう、以下の取り組みについて今後の方向性を明らかにされたい。

1) 海外での日本国内の鉄道をはじめとした交通機関の乗車券や指定券の販売について

【回答】（鉄道局及び自動車局の所管のため回答なし）

2) 旅行中における荷物の運搬の円滑化について

【回答】（観光庁受入参事官室）

訪日外国人旅行者が日本国内を移動する際に、大きな荷物を持ち運ぶのを解消し、円滑に旅行できる環境整備することは、とても重要と考えており、このため、日本の優れた宅配サービスを活用し、荷物を空港、駅、商業施設等で一時預かり、空港、駅、ホテル等への配送などの手ぶら観光を促進しているところである。3月末には、訪日外国人旅行者に対する日本の宅配運送サービスの認知度が低いなどの課題を踏まえ、手ぶら観光のサービス拠点をわかりやすく明示しておくための共通ロゴマークの公募選定を行なった。

今後は、J N T O や海外旅行代理店宅配事業者等と連携を図りつつ、多言語によるホームページやパンフレットなども活用しながら、共通ロゴマークの周知方法を実施してまいりたい。

④ 現在、すでにゴールドルートをはじめ各地で航空座席・ホテル・貸切バス等の需給がひっ迫する状況となっている。訪日外国人旅行者数 2,000 万人を目指すにあたり、現在の受け入れ体制では早晚限界を迎える。そこで、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014」に盛り込まれている各種施策を強力で推進し、訪問地の分散に強力で取り組まれない。また、その際には地方空港での受け入れや、ガイドの確保等、受け入れにあたり想定される諸課題に対して実効性のある施策もあわせて強力で取り組まれない。

【回答】（観光庁受入参事官室）

昨年も訪日外国人旅行者数が過去最高の 1,341 万人となり、この 2 年間で 500

万人増加した。2,000 万人を達成するためには、ゴールデンルートに集中している外国人旅行者を全国津々浦々、各地域に呼び込んでいくことが重要だと考えている。

このため、各地域が連携して、広域的な周遊ルートを形成し、点から線、線から面へとネットワーク化する取り組みを進めてまいりたい。

また、地方空港における支援体制の充実や安全の確保を前提とした貸切バスの営業区域の拡大等の取り組みについても、引き続き推進してまいりたい。今後とも、関係省庁及び自治体等と連携を図りながら、観光インフラの制約が訪日外国人旅行者の受入の制約要因とならないよう取り組んでまいりたい。

【回答】（観光庁観光資源課）

通訳ガイドについては、今年3日に閣議決定された構造改革特別区域法の一部を改正する法律案において、地方公共団体が独自に企画実施する研修を修了すれば、試験合格を要することなく、有償ガイド行為が可能となる特例措置を盛り込んでいるところである。当面こうした特区制度等を活用して、地域の実情に応じたきめ細かな案内ができる地域ガイドの育成を通じて、地方における通訳ガイドの絶対数を確保してまいりたい。

- ⑤ 訪日外国人の増加にともない、多様な国からの訪問客を受け入れることから、宗教や文化的な習慣の違い等によるトラブルも生じている。訪日外国人観光客の受入を円滑に行うためにも、受け入れにあたっての注意点等の情報を一元化して各事業者へ提供を行うなどの取り組みを講じられたい。加えて、日本の習慣について海外へ発信されたい。

【回答】（観光庁国際観光課）

訪日外国人旅行客の受入を円滑に行うために、現在、日本政府観光局の海外向けのウェブサイトやソーシャルネットワークなどにおいて、日本の生活習慣・文化等を発信して、日本に来られる外国人旅行客の皆様に対して発信を行っている。

また、関係団体においては、全国旅館、ホテル、生活衛生協同組合連合会のほうでも、温泉の入浴の案内を発信しているところである。

関係団体とさらに協力しながら、必要な情報を発信して、トラブル等が起こらないような形を情報発信を進めていきたい。

【回答】（観光庁受入参事官室）

日本においていただくムスリム旅行者の方々は、食の問題や礼拝場所の問題

等でご不便を感じ、お困りになっていることも多いと聞いている。ムスリム旅行者の方々の声をしっかりと把握して対応することが重要と考えており、ムスリム旅行者の受入の対応にあたり、ムスリム旅行者受入の実践例や食事や礼拝に関する情報をまとめたムスリムおもてなしガイドブックを作成しているところである。今後、宿泊施設や旅行業者など、ムスリム旅行者の受入関係者へのガイドブックの周知及び講習会の開催による情報提供を実施してまいりたい。

(2) ガイドサービスの向上策について

訪日外国人への接遇向上のため、量・質ともに充実したガイドサービスの提供は欠かせないことから、以下について取り組まれない。

- ① 現在、各国から同行している添乗員がガイド行為を行っているツアーが見受けられる。については、質の高いガイドサービスを提供する、通訳案内士の職域確保のため適切な取り締まりに取り組まれない。

【回答】（観光庁観光資源課）

通訳案内士制度については、訪日外国人に対する接遇の向上を通じ、満足度の向上を図るために設けられた国家資格制度です。したがって、通訳案内士の職域確保を目的としたものではないという点について、まずはご理解いただきたい。

その上で、最近アジア圏、特に中国や韓国を中心として、ご指摘のような本国から帯同しました添乗員が、通訳案内士を資格を持たないままガイド行為を行ういわゆる無資格のスルーガイドの事例が少なからず発生していると承知しているところである。現在、昨年12月に設置しました通訳案内士制度のあり方に関する検討会において、無資格ガイド対策も含めまして、制度の見直し改善策について、検討に着手している。

なお、平成26年度には、国内及び中国で開催されたイベントや会議の場を活用して、海外の旅行会社や旅行者に対し、通訳案内士制度の周知、及び無資格ガイドに対する注意喚起を促すリーフレットを配布するなどの対策を講じました。

- ② 通訳案内士については、試験回数や試験会場の柔軟な対応に加え、地域限定通訳案内士の認定などによる通訳案内士の増加に向けた取り組みは進められているものの、現在の特区としての対応は十分ではない。通訳案内士不足を解消するため、制度見直しを含めた抜本的な対応について検討されたい。加えて、多様なニーズに対応するため、通訳案内士のレベル別の登録や地域限定通訳士を増やすなどの対応を図られたい。

【回答】（観光庁観光資源課）

通訳案内士制度については、制度ができてから 60 年以上が経過しており、その間に地域的な偏在や言語面での需給ミスマッチ、あるいは提供すべき多様な知識への不適合など、様々な課題が指摘されると共に、見直し改善に向けた期待も多く寄せられているところです。このため、昨年 12 月に通訳案内士制度のあり方に関する検討会を設置し、学識経験者、通訳案内士団体、旅行業界、観光経済団体などの関係者により、中長期的な観点から制度の見直し検討を行っているところです。

観光庁としては、ご指摘のように、制度の抜本的な見直しも視野に入れまして、新たな法的枠組み、資格付与のあり方、資格取得後の品質確保、有資格者の利用促進策など、様々な観点から検討を深めていき、制度の見直しの方向性を観光立国実現に向けたアクションプログラム 2015 に盛り込んでまいりたい。

- ③ 知識・経験を持ったシニア層に対し通訳案内として確約できるよう教育訓練制度の導入に取り組まれない。

【回答】（観光庁観光資源課）

観光庁としては、今月 3 日に閣議決定された構造改革特別区域法の一部を改正する法律案において、地方公共団体が独自に企画実施する研修を修了すれば、一定区域内で有償ガイド行為ができるようになる特例措置を盛り込んでいるところであり、本制度が実現すれば、試験制度によることなく、地域の実情に応じたきめ細かなガイド育成・確保することが可能となることから、経験知識が豊富なシニア層の方々のご活躍も一層期待できるのではないかと考えている。

- (3) 観光案内所の充実について

2012 年 7 月より新たな外国人案内所の認定制度がはじまったが、カテゴリー 3 の多言語対応できる観光案内所の整備が依然不十分である。需要の高い観光地を中心に案内所の増設やカテゴリー引き上げを求めるなどのさらなる改善に向け取り組まれない。

【回答】（観光庁受入参事官室）

観光案内所について、観光立国実現に向けたアクションプログラム 2014 においては、カテゴリー 3 の観光案内所の認定を取得する外国人観光案内所の大幅拡大を目指すことが盛り込まれている。訪日外国人旅行者の拠点となる観光案内所等に対する働きかけの結果、現在カテゴリー 3 の外国人観光案内所は、昨年度の 7 件から 18 件へと増加した。エリアについても、昨年度首都圏と関西のみだったものが、中部九州の各空港や駅等へ拡大した。また、カテゴリー 1～3 及びパー

トナー施設の全体数においても、昨年度の 365 件から 528 件に大幅に増加した。観光庁では引き続き J N T O と連携しながら、外国人観光案内所の拡充に取り組んでまいりたい。

(4) 案内標識のさらなる整備策について

外国語表記に関しては、統一的な表示についても示され、ターミナル駅や空港等で整備は進んできているものの、観光拠点となる地方駅や空港での整備や、街頭の町名表記については不十分なままである。また、ホテル・旅館なども統一的なガイドラインが周知されていないことから、訪日外国人にとってわかりやすい案内ができるよう、今後も観光庁が主導のうえ、関係機関と連携を行い、表記の充実に取り組まれない。

【回答】（観光庁受入参事官室）

多言語対応については、美術館、博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関など、幅広い分野で共通するガイドラインを平成 26 年 3 月に観光庁として策定公表しました。今後とも本ガイドラインを全国に周知し、積極的取り組みを促進する。

実際に外国人の方々に歩いて点検してもらおう。ベストプラクティスを収集して全国展開を図るなどの取り組みを進めることにより、多言語対応改善強化に努めてまいりたい。

【回答】（観光庁観光産業課）

観光庁が所管している国際観光ホテル整備法に基づき、登録している旅館、ホテルについては、その法律に基づいて案内標識に外国語の表示を義務づけられているところである。当庁としては、毎年度、ホテル、旅館、宿泊施設について、自主点検をしていただくとともに、立入検査を実施して、その法律の遵守状況について確認させていただいているところであり、その確認において、不足な点が見られたら、その案内標識、外国語の表記について、付け加えるよう指導しているところである。

(5) プロモーション対象市場の拡大について

平成 27 年は重点市場 20 市場が対象となっているが、対象の国・地域をさらに拡大に取り組まれるとともに、他国の成功事例なども参考に、十分な予算措置を講ずるとともに在外公館との連携などオールジャパン体制で取り組まれない。

また、プロモーションにあたっては、各地方自治体や運輸局同士の広域連携にも取り組まれない。

【回答】（観光庁国際観光課）

プロモーション市場の対象市場については、従来の14市場から平成26年の補正予算で、20市場に大幅に拡大できた。また、訪日外国人旅行者の大幅な期待ができるデスティネーション先というのはまだあるので、そういうところに対する訪日プロモーションの強化など、需要の改革にも努めてまいりたい。在外公館との連携については、平成26年度は、海外23市場で51件の在外連携事業を実施した。例えばタイでは、在外の日本国大使館と連携して、ビジット・ジャパン FIT 旅行フェアというのを開き、ビザ緩和を契機に訪日プロモーションを図ったところである。本年度についても、引き続き在外公館等と連携をしたオールジャパンの体制での訪日プロモーションに取り組んでまいりたい。

自治体や運輸局同士の広域連携については、なかなか都道府県単独では難しい。広域で連携した外国人の地域ごとの取り組みについて、地方連携事業を通じて支援を実施しているところであり、こちらに関しても引き続き地域間の広域連携を促して、訪日外国人誘致プロモーションを図って行きたい。

(6) MICE誘致に向けた各事業者への助成について

アジア諸外国との競争優位性を保つ上で、MICE事業に関連する全ての事業者による高いレベルでのサービス提供が求められている。そのためには、これまでの各種キャンペーンや施策以外にも、各事業者への助成に加え、CMP取得助成に関するさらなる周知を行うなど、MICE事業に携わる人材育成について、国が主導して取り組まれない。

【回答】（観光庁MICE参事官室・大崎）

MICEの重要性と市場の拡大では積極的な誘致活動を展開しており、優秀な人材の育成を通じて我が国の国際会議の誘致競争力の強化を図ることは極めて重要と認識している。

昨年度におきましては、観光庁やJNTOで国際会議の誘致開催に必要とされる知識やスキルの向上を目的に広く初級・中級者向けのセミナーの開催とか、中級・上級者向けの実務研修の実施、また国内の見本市であるIP2014の中で、MICEシンポジウム2014を開催して、専門家による実務者のスキルアップに関するシンポジウムを実施するといった人材育成事業を実施したところである。観光庁としては、人材育成、スタッフを含めて、国をあげた一体的なMICE誘致体制の構築に努めてまいりたい。

2. 観光基盤の整備について

(1) 「観光のユニバーサルデザイン手引き集」に基づく整備について

2年間にわたり実施された「ユニバーサルツーリズム促進に向けた地域活動実態調査」で抽出された課題をもとに、各事業者と支援団体の十分な連携がとれるよう調整役を果たすとともに、受入体制強化に向け宿泊事業者をはじめ各事業者が積極的に取り組むことができるよう対応策を講じられたい。

【回答】（観光庁観光資源課）

地域の受入体制強化については、ユニバーサルツーリズムに対応した観光地づくりを進めるため、平成25年度に作成した地域の受入体制強化マニュアルをもとに、平成26年度においては、5地域にてマニュアルにあるステップごとの実証的な取り組みを行い、先進事例地域を踏まえた事例集を作成しており、3月に地域の受入の主な参加主体としては、シンポジウムを開催した。また、ユニバーサルツーリズムの対象者数や規模感を把握するため、高齢者当事者や旅行業者へのアンケート実施している。

旅行業者との連携においては、昨年度、ユニバーサルツーリズムの普及、促進に関するワーキンググループを3回開催し、取り組む業者の拡大方策と消費者の認知度向上方策について検討し、その方向性を取りまとめた。

今後、これまで行ってきた地域の受入体制強化及び旅行業者取組拡大にかかる効果検証を行いつつ、新たに乳幼児を連れた旅行の調査、検討を行い、これまでの取り組みと合わせることで、ユニバーサルツーリズムのさらなる促進を図りたい。

(2) 観光産業が被る風評被害防止に向けて

メディア報道等の影響によってもたらされる風評被害が発生し、これまで観光産業に大きなダメージを与えてきた。そこで、迅速かつ正確な情報提供を継続的にを行い、被害情報と同様に収束した情報も発信するとともに、風評被害防止対策について今後研究課題として取り上げ、教訓を活かし被害を食い止めるための取り組み策を具現化されたい。

【回答】（観光庁観光地域振興課）

風評被害防止に向けて、迅速かつ正確な情報提供を継続的に行うことが重要なのではないかとご提案をいただいているところですが、観光庁としても、ご指摘のとおりだと考えており、やはり災害に関する観光面での風評被害防止するためには、正確な情報を収集し、その情報の発信に万全を期すことが、何よりも重要だと認識している。そういった問題意識の上で、観光庁においては、被害が発生したときには自治体、関係団体からの情報収集を適時適切に行うこととしている。

今後については、被災した地域の方々の意向が、重要なものになり、地域の意向を踏まえた上で、例えば国土交通省及び観光庁のホームページ等において、観

光地の正確な情報を発信する、あるいは旅行業の団体に対し、現地の正確な情報収集に努めることを願います。あるいは、旅行者からの問い合わせがあった場合、正確な情報提供を旅行者の方に図るように、文書で旅行の団体に要請をさせていただき取り組みを通じ、観光に関する風評被害の防止、災害があったときの風評被害の防止に、今後とも努めてまいりたい。

(3) 旅育について

観光立国の実現に向け、地域を再発見し郷土愛を醸成するため、観光産業による地域経済の影響や観光資源について学習することは有用である。また、若い世代が知見を広げるため、歴史や文化に触れることができる校外学習などにより旅の経験を重ねることも有用である。一方で、日常生活において観光面から地域の魅力について考える機会が少ないという実態もある。

そこで小中学校が率先して、地元地域のボランティアガイド体験を行う、地域の観光施設へ訪問学習をするなど、観光という視点から地域の魅力を考えることのできる授業、旅の楽しさ・魅力を知ることができる授業を設定するなど、学校における校外学習の機会の増加や全国の公立学校の修学旅行などについて海外渡航を認めるなど基準を緩和するとともに、教育内容・体制を整備するなど学習機会の増加に取り組まれない。

【回答】（観光庁観光資源課）

観光立国実現に向けて、教育における旅の有用性というものを認識しており、子ども観光大使など、地域の意欲ある教職員が行っている取り組みに対して、協力をさせていただいているところです。今後とも、関係する省庁と十分に連携を図りながら、観光教育の推進に取り組んでまいりたい。

(4) 公共の場におけるインターネット接続環境の整備（Wi-Fi 環境等）

訪日外国人を対象とした調査結果によると、日本で改善を求める項目の上位に「インターネットへの接続環境」があげられている。世界的に携帯端末を使用した生活が定着化している現在において、旅行先で通常の生活ができないストレスを解消する必要がある。また、携帯端末の使用による、交通、観光案内は旅行の満足度向上につながる。ついては、総務省や地方自治体などの関係各所との調整や、十分な予算措置について検討されたい。

【回答】（観光庁受入参事官室）

観光立国実現に向けたアクションプログラム 2014 に基づき、訪日外国人旅行者数 2,000 万人を目指すためには、外国人が一人歩きできる環境整備が重要と考えている。このため、昨年 8 月末に公共交通、宿泊・飲食施設、自治体、通信事

業者等から構成される無料公衆無線LAN整備促進協議会を総務省と観光庁で設置しました。この体制を活用して、さらなる整備促進周知方法、利用手続の簡素化について、取り組みを進めている。

なお、無料公衆無線LAN環境の整備については、平成27年度予算として関連予算が計上されているところで、総務省の所管ではあるが、観光防災Wi-Fiステーション整備事業として、観光拠点及び防災拠点における公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体等に対して、その事業費の一部補助がされており、引き続き、関係省庁や関係事業者と連携を図りながら、取り組んでまいりたい。

(5) 日本製品の販売促進

職人の作る伝統製品をはじめ日本製品の販売体制については十分とは言えない。日本製品の販売促進に積極的に取り組まれない。また、スイスにおける観光収入からの補助金制度などを模範に、伝統技術を活かした日本製品を保護するためにも、ものづくりマイスターへの助成について、さらなる検討を願いたい。

【回答】（経済産業省の所管のため回答なし）

(6) 自然災害時の対応について

台風などの自然災害によって交通機関に欠航・遅れが生じた際、空港や駅に多くの旅行者が殺到し、混乱状態となることが散見される。訪日旅行者も増加しており、よりスムーズな対応が必要である。自然災害時は、各企業の個別対応だけでなく、振替輸送や臨時便の運行、宿泊の案内など行政機関が主導して情報の提供や各種手続きの連携を図る体制の整備を図られたい。

【回答】（観光庁受入参事官室）

観光庁では、災害時等に外国人旅行者に対し、必要な情報を発信する取り組みとして、昨年10月に緊急地震速報及び津波警報を英語で通知するプッシュ型情報発信アプリの提供、観光宿泊施設等を対象とし、避難誘導時の多言語での情報提供やピクトグラフの活用等を盛り込んだ初動対応マニュアル策定ガイドラインの策定。自治体を対象とし、訪日外国人旅行者への対応を地域防災計画等に盛り込むための指針となる手引きの策定を実施し、体制の強化を促進するように努めている。今後とも災害時の訪日外国人旅行者に対する安心・安全の確保について、関係省庁や自治体等と連携を図りながら取り組みを強化してまいりたい。

【回答】（観光産業課）

自然災害時の宿泊について、観光立国実現に向けたアクションプログラム2014

年にも盛り込まれているとおり、避難等の受入施設としてホテル、旅館を活用するという一方で、民間事業者と自治体との間で利用に向けた協定の締結を促進し、関係省庁、自治体の防災担当部局に対して、働きかけを行っていききたい。

(7) 地域創生について

少子化・高齢化が加速する中、「自治会」「町内会」をはじめとした地域組織の活性化が有効である。それらの組織が「地域間交流事業」や、「地域誘客のための自主的な組織活動」をつうじて観光を基軸とした「地域づくり」や「政府の地域創生」貢献ができるよう支援に取り組みたい。

【回答】（内閣府の所管のため回答なし）

(8) 観光分野における消費者間取引（C to C）について

海外では観光においても消費者間取引のビジネスモデルが定着しつつあり、成長分野として期待されている。日本でもすでに訪日外国客がサイトを利用して、日本在住の個人より部屋を賃貸する行為などが行われている。消費者保護や安全性の観点から、各種法整備について検討されたい。

【回答】（厚生労働省の所管のため回答なし）

3. 観光需要の創出について

(1) 国内旅行

① 国内旅行市場活性化のため、新たな形態として様々な分野の観光を創出し定着させることが重要であり、産業観光・長期滞在型観光、エコツーリズムやグリーン・ツーリズムは地域の活性化にもつながる分野のため、他省庁での取り組みとも積極的に連携し、質の向上に取り組みたい。

【回答】（観光庁観光資源課）

地域の特色ある観光資源を活用した観光支援法にあたっては、地域の幅広い関係者が官民一体となり、自然、文化、食など、各地域に豊富にある観光資源を徹底的に磨き上げ、魅力ある観光地域づくりを推進していくことが重要である。このよう観点から観光庁においては、昨年度、地域が地元の資源を生かした魅力ある観光地域づくりを自立的、継続的に行っていく場合、その取り組みについて支援を行った。

例えばロケツーリズムに関しましては、自治体、民間企業、大学等の関係者に参加を呼びかけ、平成 25 年度にロケツーリズム連絡会というものを立ち上げ、先進事例集やマニュアルの作成、セミナーの開催などによる情報公開、発信を行なった。

また、酒蔵体験などを通じた地域活性化を目指す酒蔵ツーリズムや農山漁村の魅力と観光需要を結びつける農観連携などにおいて、他省庁との連携事業というものを行っている。今年度についても、引き続き他省庁と連携し、エコツーリズムやグリーンツーリズムをはじめ、様々な観光資源を活用した地域づくりを支援してまいりたい。

- ② 諸外国とも比較して、旅行者が容易に入場や貸切ができる文化財や施設が十分とは言えない。修学旅行や体験旅行の拡大につなげるために国立博物館、姫路城や厳島神社など国宝級や世界文化遺産となっている施設、一般的な公開期間以外の御所などの国立・地方自治体施設の積極開放に取り組みたい。

また、2013年11月に文化庁と包括的連携協定が結ばれ、様々な施策がなされてきたが、2014年の成果と、2015年以降の展望について明らかにされたい。

【回答】（観光庁観光地域振興課）

観光庁としても、文化財の保存であるとか、芸術文化の振興、また、日本文化を含めた日本ブランドの海外発信などとの親和性というものは非常に高いと認識しており、ご提案いただいたとおり、2013年11月に文化庁と包括的な連携協定を締結した。そうした問題意識のもとから、観光庁としても、文化財など、地域における非常に魅力的な観光資源であることは認識しており、本年度の予算において、各地域において国内外の旅行者にとって、魅力的な観光地域づくりを推進していくため、地域の幅広い関係者の方々が連携をして、文化財、美術館など文化庁が得意としている観光資源も含めて、地域の観光資源を徹底的に磨き上げていく取り組みを応援する支援制度を今年度予算化しており、今後とも、こうした支援措置を活用しつつ、引き続き文化庁とも連携しながら、文化財を活用した、あるいは美術館等を活用した魅力的な観光地域づくりを継続して支援してまいりたい。

- ③ 改正耐震改修促進法により、一定規模の宿泊施設は2015年度までに耐震診断が義務付けられ、結果が公表されることになったが改修における費用は多額の費用を要する。建築資材の高騰や、人手不足の背景も踏まえ、改修を行う宿泊施設に対するさらなる支援強化を検討されたい。

【回答】（住宅局の所管のため回答なし）

- ④ 道の駅は、当該市町村の運営となっているが、魅力には差異がある。国内旅行需要活性化、地域活性化の実現に向けて、国と自治体が連携して全国的な道の駅の観光資源化に取り組みたい。

【回答】（道路局の所管のため回答なし）

- ⑤ ヨーロッパ諸国などでは、観光需要を喚起するために、宿泊に関わる消費税を減免している国もある。アジア諸国との国際競争力を高めるうえで、訪日外国人の宿泊にかかわる消費税が増え、負担となることは、観光立国の推進に影響をあたえる。また、国内では消費税増税により、旅行等のレジャーにかかわる消費の冷え込みが懸念される。そこで、軽減税率の適応や、連泊時に消費税を減免するなど検討されたい。

【回答】（観光庁観光産業課）

宿泊に関する負担軽減措置の検討について、現在、消費税が非課税となっているものは、商品券の譲渡や社会保険料の給付、介護保険サービスの提供など、課税対象として馴染まないものや、社会政策的配慮から定められているものに限られおり、宿泊に関する負担軽減措置については、税負担の公正の観点の立場から、税制全体で慎重に議論されるべきものであると考えている。

訪日外国人向け税負担軽減措置として、昨年の10月から外国人旅行者向けの消費税免税制度の抜本的な拡充がされていて、特に地方の商店街など、免税店の拡大が徐々に広がっており、名産品とか、外国人の旅行者の方がより一層旅行とともにショッピングを楽しんでいただけるような環境が整備されつつある。

また、国内旅行の需要について、ポジティブ・オフとかニューツーリズム、エコツーリズムなど、地域の特色ある観光資源を活用した観光振興をより推進していくことによって、旅行市場が活性化していくように取り組んでいきたいと考えている。

(2) 旅行需要の活性化について

① 長期休暇取得促進に向けたヘルスツーリズムについて

ヘルスツーリズムは長い期間のプログラムや、効果が表れるのに時間がかかることから長期休暇取得につながる取り組みである。厚生労働省では健康増進施設認定制度が策定されているが、省庁連携による国民へのさらなる周知や、登録制導入、ヘルスツーリズムを実施する宿泊施設等への助成、ヘルスツーリズムプログラムを従事者に提供する企業に対する助成について、検討されたい。

【回答】（観光庁観光資源課）

豊かな自然や温泉、体にやさしい料理など観光資源として活用するいわゆるヘルスツーリズムについては、ご指摘のとおり、長期滞在型観光につながるもので、結果的に旅行需要の活性化に寄与するものと考えており、観光庁におい

では、昨年度、地域が地元の資源を生かした観光地づくりの取り組みについて支援を行っており、ヘルスツーリズムに取り組む地域についても支援を行った。また、ヘルスツーリズムの一環として、健康保養地などに長期滞在するクアオルトと呼ばれるものを推進する地域の取り組みについても応援しており、今年度についても引き続き関係省庁とも連携し、様々な観光資源を活用した観光地づくりを推進してまいりたい。

② 「児童・生徒社会体験休暇制度」(仮称)の創設について

サービス業を中心として多くの労働者が土・日曜日、祝日も働いている。子供の頃に家族と旅行の経験がない若者は旅行が少ない調査結果もあり、家族で旅行に行く機会を創出することが重要である。休暇分散化に向けた「家族の時間づくりプロジェクト」や「ポジティブ・オフ運動」の取り組みと連動する形で労働者が「家族との団欒」と「家庭教育の充実・強化」のため、親の監督下でボランティア活動や旅行等により社会体験をすることが必要である。「児童・生徒社会体験休暇制度」(仮称)のような、目的別休暇が創設できるよう観光庁として関係官庁に対して働きかけられたい。

【回答】

「家族の団らん」や「家庭教育の充実・強化」のための家族旅行は重要であり、関係省庁とも連携し、大人と子どもの休みをマッチングする家族の時間づくりプロジェクトを進めているところである。休暇取得の促進のための目的別休暇については、親の裁量で子どもを休ませるいわゆるリクエスト休暇なども含まれると認識しており、その効果や学校教育制度との関係、社会的な状況等を踏まえる必要があるので、今後とも様々な観点から検討してまいりたい。

③ 若年層の観光活性化に向けたユース料金設定について

ヨーロッパでは、鉄道や美術館、博物館のユース料金があるが、日本の場合、学生向けの割引はあっても、25歳以下や年齢による割引は少ない。そこで、若年層の旅行離れ解消の一助として、ユース料金設定が促進されるよう取り組まれたい。

【回答】(文部科学省の所管のため回答なし)

(3) アウトバウンド拡大による相互交流の拡大について〔2Way Tourism 政策の推進強化〕

観光による国際交流は国際平和と国民生活の安定を象徴するものであり、その持続的な発展は、恒久の平和と国際社会の相互理解の増進させることのできる民

間平和外交の代表的なものである。その実現のためには、訪日外国人を増やすことのみならず、二国間の相互の交流人口の拡大が重要である。観光立国推進基本計画にも盛り込まれている日本人の海外旅行者数の拡大を、これまで以上に強力に推進されたい。また、関係悪化により、日本人の旅行が減少している中国や韓国との相互交流促進について継続的かつ積極的に取り組まされたい。

【回答】（観光庁観光産業課）

アウトバウンドの拡大のための方策について、昨年の海外旅行者数は1,690万人となり、前年の1,747万人を下回ったところです。ご指摘いただきましたとおり、観光庁としてもインバウンド、アウトバウンド双方の増加によるツーウェイツーリズムのさらなる拡大が重要であると認識しており、観光交流の拡大に向けた取り組み及び関係団体と連携した取り組みを進めている。まず、観光交流拡大に向けた取り組みに関しては、主要国間との政府ハイレベルでの政策対話を定期的に開催しております。直近では、本年4月に東京において2011年以来4年ぶりに日中韓観光大臣会合を開催し、日中韓三国間の交流拡大に向けて、2014年の2,000万人の水準から、2020年に3,000万人への拡大を目指す内容の共同声明を発表した。

また、関係団体と連携した取り組みとしては、本年2月中旬に、訪韓日本人増加に向けて全国旅行業協会などが、約1,400人を対象とした韓国への日韓友好交流ツアーを実施し、現地で商談会や交流会を実施したところである。また、本年5月には、観光業界が中心となって大規模な訪中団を結成し、企業訪問する予定で、さらに、昨年を引き続き、日本観光振興協会と日本旅行業協会が世界最大級の相互交流イベントであるツーリズムエキスポジャパンを本年も開催し、観光庁からも支援を行うなどの取り組みを行っており、引き続き、インバウンド、アウトバウンド双方向での交流を推進するため、これらの取り組みを強化してまいりたい。

(4) 休暇取得の分散化等に対する取り組みについて

① 祝日法の改正による旅行機会の創出

企業の有給休暇の取得を促進する「ポジティブ・オブ運動」を推進しているが、各地域における休暇の分散による旅行意欲誘発と有給休暇促進に向けた取り組みとして、全都道府県で月曜日や金曜日を県民の日などとする休日設定について、検討されたい。

【回答】（観光庁観光資源課）

祝日法の改正についての所管は、観光庁ではないが、祝日が増えることにより、旅行需要の創出につながることは認識している。一方で、年次有給休暇の取得率

が依然として 50%以下であることを踏まえ、観光庁ではまずは企業の有給休暇の取得を促進するポジティブ・オフ運動を引き続き推進しているところである。

- ② 休暇取得の分散は地域経済の活性化により、税収も上がることが期待されている。そこで休暇の分散化取得に取り組み、有給取得率が高い企業に対し、税制優遇などの対応を検討されたい。

【回答】（観光庁観光資源課）

国民の休暇の拡大については、顕在化していない旅行需要を掘り起こし、交流人口の拡大による地域経済の活性化につながるメリットがあるものと考えている。

一方で、休暇を地域単位で分散化させることについては、地域ブロックを超える企業取引や金融決済に支障が生じるなど、国民生活や企業の生産活動などに与える影響も大きいという異論があることも認識しており、そこで、国民の休暇取得促進に対する気運を高めるという観点から、柔軟に休暇を取得できる環境づくりを官民一体となって進めることがまずは必要と考えている。

このため企業と連携しながら、「ポジティブオフ」運動を促進するなど、今後ともできることから一つずつ取り組んでまいりたい。

- (5) 食を活かした観光需要の創出について

和食は、ユネスコ無形文化遺産にも登録され、日本の観光資源として重要な役割を果たしている。また、国内では地域の特性が現れるご当地グルメが人気を集め、観光需要を創出している。そこで、国内外への食に関する情報提供の強化と、ブランド戦略の支援に努められたい。

【回答】（観光庁国際観光課）

食を活かした観光需要の創出については、和食の無形文化遺産登録等が追い風になっており、これを契機にさらなる訪日促進を図るため、農林水産省や民間企業の関係者との一層の連携体制の強化に今努めている。具体的には、現在、日本に詳しい外国人の目線で、訪日を促進する日本の食とか、日本文化とか、日本が誇る清潔な部分、安全な部分とかを誇るコンテンツを発信する映像等をつくっており、海外メディアを日本に招聘をして、日本の観光地や食の魅力を撮影いただいたりして、ご当地グルメ、B級グルメ等も含めて映像を海外メディアにつくっていただいて、訪日促進に向けた発信の取り組みを今行っているところである。

今後、このようなコンテンツ、食を中心としたコンテンツについて、世界に向けて魅力を発信し、ブランド戦略に取り組んでいきたいと思っている。

(6) 新たな鉄道パスの創出について

「Japan Rail Pass」は、知名度が高いものの、JRグループ以外の鉄道、路線バスでは利用出来ないものとなっている。訪日外国人には運営会社が異なる複雑な路線網を理解することは難しく、また費用面においても円滑な移動が妨げられている。そこで、JRのみならず他の鉄道会社も含めたより利便性の高い枠組みを構築し、鉄道網が発達している日本では、鉄道を中心とした新たな旅のスタイルの創出にも繋がることを期待される。アクション・プログラムにも掲げられている新たな鉄道パスの創出について、今後の具体的な取り組みについて明らかにされたい。

【回答】（鉄道局の所管のため回答なし）

(7) 閑散期における需要創出

ウインターリゾートエリアなどの季節により繁閑の差が大きい地域や、特定の観光資源に頼る地域では通年需要の掘り起こしに多くの課題が見受けられる。ついでには、さらなる地域経済の活性化に努めるとともに、通年需要の需要喚起に向け、地域・行政が一体となった取り組みを検討されたい。

【回答】（観光庁観光資源課）

年間を通して観光客に訪れていただくためには、地域の幅広い関係者が官民一体となり、自然、文化、食など、各地域に豊富にある観光資源を徹底的に磨き上げ、魅力ある観光地づくりを推進していくことが重要である。また、地域により長く滞在していただくためには、学校休業日と有給休暇取得促進のマッチングなど、国民の皆様が旅行に行きやすい環境づくりを推進していくことも必要である。

一方、観光客の季節の分散については、国内外の旅行者がともに減少する冬季の観光振興のため、スノーリゾート地域の現状及び課題について、幅広く調査分析し、今後の方向性等を検討するため、今年1月にスノーリゾート地域の活性化に向けた検討会を設置し、スノーリゾート地域の活性化に関する内容等について検討を行っており、観光庁としては、関係省庁とも連携しつつ、魅力ある観光地づくりと国内旅行需要喚起の両面から、地域の取り組みを支援してまいりたい。

4. 東日本大震災復興について

東日本大震災で得た教訓をもとに、観光地において住民以外の観光客が安全に避難できるような体制構築に早急に取り組まれない。そして今後も、継続的に東北地域へ特化した以下の観光振興策に取り組まれない。

- ① 被災地状況の定期的な発信
- ② 震災語り部育成サポートと多言語で対応できるような仕組みづくり
- ③ 福島県内の観光施設の除染
- ④ 定期的な線量検査と情報発信
- ⑤ 東日本大震災を将来に語り継ぐことができる施設整備

【回答】

東日本大震災による多大な被害、あるいは原発事故に伴う観光に関する風評被害等によって減少した観光需要というものは、一定程度回復してきてはいるものの、震災後の落ち込みから、残念ながら完全に回復したとは言い切れない現状である。

そういった前提の上でやはり観光というものは、東日本大震災の被害を受けた地域が復旧・復興していく上で、大変重要な役割を担っているものと考えており、こうした認識から、やはり落ち込んでしまった観光需要を回復していくために、現地の取り組みに関する最新の情報を観光庁としても広く発信すると共に、かつ情報発信のもとに、多くの旅行者の方に実際に現地を来訪していただいて、東北地域の魅力を満喫していただければと考えているところである。

国内観光地ということについては、太平洋沿岸エリアを中心に、地域の方が取り組まれる取り組みを支援しているところであり、例えばポータルサイト東北物語というふうなインターネットのホームページを利用した情報発信体制の確立の支援、東北沿岸、非常に海の幸が豊富ですが、そうした海の幸などを地域ならではの、東日本ならではの観光資源を活かしたモニターツアーの実施、あるいは語り部ガイドの研修でとか、教育旅行関係者を招請させていただいて、震災の学習プログラムのブラッシュアップによる震災の記録といったものを風化させないための研修を行う取り組み、地域関係の方々が取り組まれるワークショップなどによる、地域資源の掘り起こしや、滞在プログラムの調整などの地域が取り組む取り組みに対し、支援を実施させていただいているところである。

また、福島県については、福島県が企画・立案し実施をする、福島県の花の名所を紹介するパンフレットの作成等による国内に向けたプロモーション、福島県への中国の旅行会社の招請等による海外へのプロモーション、あるいは教育関係者を招聘して、教育による旅行再生授業などの風評被害に対する、及び災害復興に資する観光関連事業、福島県が行う観光関連事業に対する補助も実施させていただいているところである。

加えて、外国人向けについては、外国人の方々、日本国内の方々よりも、日本の情報が遠いということから、空間放射線量等について、正確な情報発信を海外の方々に継続して届けしていくこと。加えて、福島県への海外メディア、旅行会社の招請等、効果的に実施しているという取り組みもさせていただいているところ

ろである。

これらの取り組みを通じて、一刻も早い東日本大震災被害を受けた地域の観光事業の回復に向けて、引き続き地域と観光庁とで連携をして対策に取り組んでまいりたい。

【質疑・応答】

【要望】 1. の(1)の①でございますが、JATAによるツアーオペレーターの品質保証制度ということで現在やっておりますけれども、まだまだ事業者が取り扱っている割合というのが少ないと思っております。やはり、国として何らかの制度を導入されたほうが、事業者団体がやるよりは認知度があがるのではないかと。例えば、貸切バスにしても、安全かどうかというのを国土交通省さんのほうでランク付けがされているというふうに思います。そういった形できちんとできる場所もあれば、われわれのこのツアーオペレーターでいえば、どうして事業者団体がやらなくてはいけないのかというところがありますので、そのところもぜひ再度ご検討いただきたいと思っております。

もう一点が、1. の(1)の③2)であります。いざ実際に新幹線に乗ってしまいますと、大きな荷物が置けない。また、デッキには荷物を置かないでくださいという表示がされています。外国の方は、非常に大きな荷物を持っていらっしゃる。宅配でやるといっても、さすがに新幹線に追いついて、その場ですぐ追いつくかということ、なかなか追いつかないというのが現状だと思いますので、ぜひとも円滑に荷物が持ち運びできるような対策をしていただければと思います。私からは以上2点でございます。よろしくお願いいたします。

【回答】

質問の1点目の地上手配業者の登録制の導入でございますけれども、先ほどの回答で検討を要する点があるということは、申し上げたとおりであります。仮に登録制度導入を進めましても、肝心の現地の旅行会社がちゃんとそこを使ってくれるかというところが、まず一つあると思います。そういったことも踏まえまして、検討というのは慎重にという立場ではあるところではありますが、一方で、ツアーオペレーター制度ですけれども、4月1日現在で45社が行っております。また、昨年度も、例えば海外で開催された商談会ですとか、旅行博でこの制度を周知しているという活動も行っております。これはJNTOのご協力も得まして、昨年はドイツ、ベトナム、マレーシア、イギリス、中国、あとインド、インドネシア、そういった9か所の旅行博、あるいは商談会というイベントの場で制度周知を進めたということがございました。また、引き続き今年度以降も、こういった商談会で制度周知を進めていきたいというふうに、旅行業界協会のほうで考えているところでございま

して、私どももJNTOと協力しまして、そういった取り組みを協力していきたいと考えているところでございますので、その点、ご理解いただければというふうに考えております。

3の(2)の新幹線内での荷物の問題につきましては、こちらわれわれも外国人からの意見、ご要望として把握しているところでございますが、こちらの所管につきましては、鉄道局で対応しておりますので、われわれのほうからご意見につきましては、鉄道局にお伝えをさせていただきます。

【要望】 1. の(5)の訪日プロモーションの20市場のところについてであります。

非常に強力な取り組みを進めていただいているというところは、当方でも理解をしたというところでございます。今後、訪日の外国客が増えてくると同時に、各国からのビザの緩和ですとか、そういったところがどんどん進んでくるというふうに思っております。ここはちょっとお願いするところでありましてけれども、相互主義の観点でいきますと、日本からの当該国への出国、現地入国の際に、そういったビザの緩和というのも進んでくるとは思います。ここに関しては、外務省とも連携していただきながら、各国の事情もあるとは思いますが、ぜひビザの緩和に向けた適切な取り組みについて、慎重に取り組むを進めていただきたいというところでございます。要は連携をお願いしたいというところでありますので、一つよろしく願いいたします。

【回答】

ビザの緩和につきましては、外務省だけではなくて、法務省、関係省庁と連携しながら進めていっているところです。やはり、要はビザを緩和したことによって、様々な事案等が、そういうのが起こらないような形で日本の安全を進めないといけないので、そういう観点から特に法務省等とは、きちんと連携させていただいて進めさせていただいているので、今回のご意見を含みながら、今後も進めさせていただきたいと思っております。以上です。

【要望】 1. の(1)④、すでにゴールデンルートをはじめ、本当にバスもホテルもなかなか取れないという状況が続いていまして、一方で、自分たちが要求していて矛盾してしまうかもしれないですが、プロモーション対象市場拡大ということでお願いしていますが、結局はじめて来日する方、みんなゴールデンルートにどうしても集中をしてしまいますので、プロモーション市場の拡大と合わせて、さらにリピーターを増やす深堀りをしていただきたいなということです。同じ都内でも、銀座とか浅草とか秋葉原は外国人たくさんいるんですけれども、日本橋あたりだとほとんどいないとか、かなり同じ東京でもばらつきがあるようで、その辺のプロモ

ーションも含めて需要をうまく利用して取り組みを、確かアクションプログラムの中にも盛り込まれてあったと思いますので、ぜひその政策をさらに強力に推進していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【回答】

需要、あるいは地域的な分散ということでございますが、ご承知のとおり、観光庁のほうで、今後第二、第三のゴールデンルートに続く広域の観光周遊ルートをつくらうというふうな問題意識のもと、広域の観光周遊ルートの形成を地域が取り組む際の支援する事業というものを今年度予算で計上させていただいております、そういった取り組み、実は4月10日から公募が始まったところなんですけれども、全国各地に、あるいはブロックごとになるかもしれませんが、地域がご提案いただいた第二、第三のゴールデンルートのようなものをつくることで、そういったところに外国人の方に観光をしていただいて、地域の分散を図る一助になるものではないかと考えておまして、そういったルートの形成というものを取り組んでまいりたいと考えているところでございます。そういったルートに例えばリピーターの方々が行っていただいて、そういったところで地域的な分散というものが図られるものと期待しているところでございます。

【回答】

地域的な分散というのは非常に大きな課題だと思っております。また、もちろん地域だけではなくて、時期的な分散も含めて、どれだけ全国に平準化して各国の方を呼び込めるというのは、非常に重要だと思っております。そういった点でご指摘いただいたリピーターの拡大というのは、これからもっともっと重要になってくるだろうなと思っております、やはり今見てみますと、地域でいわゆるゴールデンルート以外のところに行かれています方というのは、台湾の方が結構多いんですね。2,000万人、3,000万人、何度も何度も来られている方というのは、ゴールデンルートだけでなく、いろんなところに実際に足を運んでいただいているということもありますので、ここもやはり、既に1,300万人まで来たとなったということで、そういったリピーター予備軍の方というのも増えてきておりますので、こういった一度来た方、二度来た方にもう一回どうやってもらえるのか。次にどこへ来てもらうのかという対策をやっていくことが、これからの観光政策の重要なポイントではないかと思っておりますので、そこら辺のリピーター対策にしっかり取り組んでいきたいと思っております。

【要望】 1. の(1)の④分散という観点で、地方空港について要請させていただいています。その点について、話したいと思っておりますけれども、航空産業としまして、地

方空港においては、やはり外国人のお客様が非常に増えているという観点で、C I Qですとか、保安検査、そういった意味では課題があると思っております。那覇空港など見ますと、保安検査が三つしかないところに、台湾から、香港から747がどンドン来ると。300人、400人単位で出入国があるような状況の中で、非常に混雑しているということも報告されておりますし、そういったことの中で、リピーターで増やすという話もありましたけれども、もう一度沖縄に行こうとか、もう一度地方に行ってみようとか、お客様のことを考えますと。やはりこういった整備を国や、あるいは各省庁として自治体、空港会社が連携をして整えるということが、旅行に来るお客様への拡大、そういったものの支えになるのかなと思っております。ぜひ、観光ということはありませんけれども、空港という、日本の玄関ということで、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。以上です。

【回答】

C I Qの関係省庁とも連携してということになるかとは思いますが、外の場所が足りないとか、そういう問題がどこまでやるのかというのを連携して取り組んでいく形になるかと思っております。

そこもちょっと補足させていただきます。先ほど言った地域の分散化みたいことを進めていくときに、地方空港をどうちゃんと使ってもらえるか。地方空港イン、地方空港アウトみたいなことを本当に実現できるのかというのは重要な課題で、まさに今アクションプログラムの2015を検討するにあたって、非常に大事な論点の一つだと思っております。アクションプログラム2014のほうにも2016年にはこういったイミグレーションは20分以内でという目標も掲げているところなのですが、実際にはその目標から遠ざかっている空港も散見されるという事態ですが、ここは本当に大きなポイントだと思っております。ここはまさに観光庁だけでできるわけではございませんので、しっかり各省庁と連携して、政府全体としてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

【要望】 3. (2) ①ツーリズムの力を使った地方創生に関連してのところで発言させてもらいたいと思います。具体的には経産省等々の関係省庁の連携なりの現状だったり、今後の方向性みたいなおところをお聞かせいただきたいと思います。この3. (2) ①で使っているところで言うと、ヘルスツーリズムプログラムを従事者に提供する企業への助成、これは確か大都市圏のお金を地方に、地域に循環させるような取り組みにつながるのではないかと。旅の力を地方の活性につなげていくような一助になるのではないだろうかみたいなおところの考えを含めて提案させていただいている次第なんです。そんなことを踏まえて、これは一例なんですけれども、ツーリズムの活性化、旅行需要の活性化と地域の創生とつながりが深いかと思うんで

すけれども、そのあたり、今後どういった現状なのか、お考えをお聞かせいただければと思います。

【回答】

ヘルスツーリズムの推進については、ご発言いただいたとおり、経済産業省と連携し、ご指摘の各企業への助成ですとか、そういったものを検討して今後していきたいというふうに考えています。以上でございます。

【質問】 二つお伺いしたいのですけれども、一つは、休暇の部分で、ポジティブオフ運動の推進ということを取り組まれていることは十分承知をして、一緒に頑張ろうと思ってやっているところなんですけれども、今国会等でも、法改正も含めていろんな休みの改革というのが議論されていると思うんですけれども、そうしたときに、これも他省庁との連携ということになるかとは思いますが、観光事業の活性化という観点で、今議論されている法改正議論とどのような関わり方をされているのか。あるいは、そういう視点での改革というのが、実現可能な方法が何かないのかと、思っているところです。

もう一つは、これもかねてとよりということをお願いで終わる話かもしれませんが、旅育の話なんです。自治体さんとの連携の中で取り組みをさせていただいているということをよく理解しまして、ですけれども、ここで言っているのは、いわゆる文科省等の所管だと思いたうんですけれども、学校教育の中で地域なりあるいは観光といった視点での教育の拡充ということを要請をしていく話で、観光立国を掲げている日本という国の中で、教育分野の中に具体的に踏み込んでいくということは、重要なことなのではないかというふうに重ねて思っておりますので、引き続き省庁連携を含めさせていただいて、教育プログラムの中にも盛り込まれていくようなことが期待されているというふうにご理解をいただきたいと思っております。以上2点です。

【回答】

まず1点目の祝日法の改正の件でございますけれども、いわゆるハッピーマンデー、そちらの制度改正については、国会での様々な議論を注視してまいりたいと考えています。

2点目の観光の学校教育での件につきましては、ご指摘のとおり、文部科学省とも連携しまして、観光の意義というものを学校で伝えられるように、学習指導要領まではいけるか、今後の調整になると思いたうんですけれども、そういう動きを働きかけていきたいと考えています。以上です。

【質問】 いわゆるクーポン券を中心にやっている事業者なんですけれども、ここが去年

と今年と再三文書を送りつけてきております。貸切バス事業者に対してですね。現行の手数料、大体 10%ぐらいのを 15%から 20%に引き上げろと。さらには高速道路料金にも手数料を付けてくれという意味不明の文書が実はずっと来ております。観光庁に、それは管轄外かもしれませんが、母体は観光です。ちょうど多分これから参議院の国土交通委員会で上月議員がその件に関して質問すると思うんですが、観光庁として何かしらの対応が必要だと思うんですが、見解をお伺いしたいと思います。

【回答】

今日まさにこの会議がある前に、内閣委員会の審議の中で上月議員のほうからご質問をいただいております。今、おっしゃったクーポンに関する話というのは、われわれも状況を把握しておりますが、あくまでも民民の取引であるということは大前提であるんですが、そもそもバス料金の去年から新しくなった制度ですね。その趣旨にもとるかどうか。そこはしっかりと状況を把握する必要があると考えております。

【意見】 質問にないことをちょっと質問がありましたので、私のほうからお話をさせていただきたいと思っております。クーポンということでしたが、バスの料金にしても、バス事業者に対して旅行会社ができるようなことをしてはいけないというふうに思っておりますし、一方、旅行会社側からすれば、バス事業者のほうから要は閑散期とかに安い料金を提示されたものについても、旅行会社もうけてはいけないというふうに思っていますので、そういったことをきちんと守っていかないと、当然バスの安全・安心、それからバスの労働者の労働条件の向上というところにつながっていかないとこのように思っていますので、そういったものはお互いの労使なり、もしくは事業者は、自動車局と観光庁さんの連携の中でご指導していただきながら、きちんと定着していくべきものだというふうに思っていますので、こういったものに関しては、地道にわれわれの労働組合と事業者、それからバス関係の労働組合とわれわれも連携をしなければいけないですし、観光庁さんは自動車局さんと連携してやっていかないといけないというふうに思っていますので、一方的にどっちが悪いということではなく、きちんとお互いが理解をして、お互いが進めるということが重要だというふうに考えています。個人的な意見ですが、そういうふうに思っておりますので、発言させていただきました。

【回答】

自動車局と連携をしていきたいと思っております。